

平成14年5月29日

各 位

株 式 会 社 音 通  
代 表 取 締 役 社 長 岡 村 邦 彦  
(大証新市場部 コード番号7647)  
本店所在地 大阪府高槻市栄町一丁目23番1号  
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 仲 川 進  
(TEL . 0 7 2 6 - 9 6 - 9 1 0 0 )

## 新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成14年5月20日開催の当社取締役会において、平成14年4月1日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)により改正された商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成14年6月27日開催予定の当社第22期定時株主総会に提案することを決議致しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することをねらいとして、ストックオプションの目的で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員及び業務委託取引先会社の役員(以下、「対象者等」という。)に対して新株予約権を発行するものであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込をなすべき金額は下記要領(4)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 300,000 株を上限とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端

数は切捨て)、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

300個を上限とする。

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1,000株。ただし、株式分割又は株式併合を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権発行日の日に属する前月各日(取引が成立しない日を除く)における証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価格が新株予約権発行日の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時下を下回る価格で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成16年7月1日から平成21年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者においてこれを行行使する事を要する。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。

新株予約権の発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、社員又は嘱託社員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、社員又は嘱託社員であることを要する。ただし、当社若しくは当社の関係会社の取締役若しくは監査役が任期満了により若しくは法令変更に伴い退任した場合又は当社若しくは当社の関係会社の社員若しくは嘱託社員が定年により退職した場合及び会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。新株予約権の発行時において当社業務委託取引先会社の役員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当該会社の役員であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の行使時において、当該会社の役員でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りでない。

その他新株予約権の行使の条件は、平成14年6月27日(木)開催予定の当社第22期定時株主総会以降に開催される取締役会決議により定める。

(7) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件から外れた新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者が有する新株予約権のすべてを無償にて消却できるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

( 9 ) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、平成14年6月27日(木)開催予定の当社第22期定時株主総会以降に開催される取締役会決議により定める。

(注1) 上記の決議は、平成14年6月27日(木)開催予定の当社第22期定時株主総会において「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上